

十五年一月二月、六月ト定ム

(三) 下廻リ及ヒ本取職工ハ之ニ準據スル事

(四) 樽増賃金ハ従前通リトス

(五) 毎年賃金ノ協定ハ参月貳拾五日トシ

ノ有効期間ハ十五年三月二十六日

年間トス

是ハ

大正十三年三月五日

櫻洲酒樽製造業組合代表者

灘製糖工組合代表者

一同署名

以上約定書一通ヲ作製シ各署名捺印シ双方一通宛保管スル事

19

兵衛労働部第七号

大正十三年一月二十二日

兵庫縣知事 平塚廣義

内務大臣 水野錬太郎 殿

社會局長官 池田 宏 殿

警視總監 森 池 濃 殿

大阪府知事 中川 望 殿

西洋料理店女給盟休 關スル件

神戸市湊町四丁目(新開地)湊バー、岩井

房一郎 經營係リ女給九名ヲ使用シ西

洋料理店又當リ元カ恒例ニ依ル女給新年